

## (参考) 法定時間外労働の実績 新技術、新商品等の研究開発の業務

○ 新技術、新商品等の研究開発の業務(※)の法定時間外労働の実績(事業場における最長の者)を見ると、1か月45時間以下や1年360時間以下に収まっているのは5割程度。

(※)「新技術、新商品等の研究開発の業務」とは、専門的、科学的な知識、技術を有する者が従事する新技術、新商品等の研究開発の業務をいうものとする。こと。(平成11年1月29日 基発45号)

### 1か月の法定時間外労働の実績(最長の者)(新技術、新商品等の研究開発の業務)

	計	45時間以下								45時間超						平均 (時間:分)
		10時間以下	10時間超 15時間以下	15時間超 20時間以下	20時間超 25時間以下	25時間超 30時間以下	30時間超 35時間以下	35時間超 40時間以下	40時間超 45時間以下	45時間超 50時間以下	50時間超 60時間以下	60時間超 70時間以下	70時間超 80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超 え	
合計	47.3	2.1	3.8	5.9	2.6	3.0	1.0	13.4	15.4	2.3	16.3	11.9	8.6	7.3	6.3	55:29
大企業	34.8	3.9	7.1	2.9	4.9	5.5	0.1	4.4	6.1	1.7	27.4	13.1	6.2	6.9	10.0	58:46
中小企業	62.1	-	-	9.5	-	-	2.2	24.1	26.4	3.0	3.2	10.5	11.4	7.9	1.8	51:35

### 1年の法定時間外労働の実績(最長の者)(新技術、新商品等の研究開発の業務)

	計	360時間以下							360時間超						平均 (時間:分)
		100時間以下	100時間超 150時間以下	150時間超 200時間以下	200時間超 250時間以下	250時間超 300時間以下	300時間超 330時間以下	330時間超 360時間以下	360時間超 400時間以下	400時間超 500時間以下	500時間超 600時間以下	600時間超 800時間以下	800時間超 1000時間以下	1000時間超 え	
合計	50.8	1.7	2.1	3.8	12.4	15.4	9.2	6.1	5.0	24.5	16.7	2.1	0.1	0.9	383:31
大企業	31.1	3.1	4.0	7.1	7.6	5.7	3.2	0.4	9.2	27.7	28.2	3.5	0.2	0.1	404:08
中小企業	74.2	-	-	-	18.1	27.0	16.3	12.8	-	20.7	3.0	0.3	-	1.8	359:02

(出典)厚生労働省・平成25年度労働時間等総合実態調査結果より個別の限度基準適用除外業務についてデータを抽出したもの。第119回労働政策審議会労働条件分科会 資料No.2-P6と同様のデータ。

(注1)「中小企業」とは、「常時使用する労働者が300人以下」などの企業

(注2)「大企業」か「中小企業」かは、調査対象の事業場が属している企業の規模に応じて分類